

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援(助成金・給付金等)

重要なお知らせ

○助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
○詳細については、お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

【令和2年7月22日時点】

事業者向け

コロナで売上が減少した
【企業向け】

融資 新型コロナウイルス感染症
対応資金

売上減少:▲5%以上
融資限度額:4,000万円(保証料なし、3年間無利子)
融資期間:10年以内(据置5年以内)

融資 金融円滑化特別資金
(県独自分)

売上減少(率は問わない)
融資限度額:8,000万円
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
融資期間:1年~10年以内(据置1年以内)

融資 金融円滑化特別資金
(セーフティネット保証4号)

売上減少:▲20%以上
融資限度額:8,000万円
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
融資期間:1年~10年以内(据置1年以内)

融資 金融円滑化特別資金
(危機関連保証分)

売上減少:▲15%以上
融資限度額:8,000万円
(保証料なし、一部市町村で利子補給あり)
融資期間:1年~10年以内(据置2年以内)

取扱金融機関
(又は熊本県 商工観光労働部 096-333-2314
商工振興金融課)

コロナで売上が減少した
【企業向け】

融資 新型コロナウイルス感染症
特別貸付

売上減少:▲5%以上
融資限度額:8,000万円又は6億円(3年間無利子)
融資期間:15年(運転)~20年(設備)以内
(据置5年以内)

融資 新型コロナウイルス対策
マル経融資

売上減少:▲5%以上
融資限度額:1,000万円(3年間無利子)
融資期間:7年(運転)~10年(設備)以内
(据置3年(運転)~4年(設備)以内)

日本政策金融公庫
国民生活事業
096-353-6121
中小企業事業
096-352-9155

コロナで農林漁業収入が減少した
【農林漁業者向け】

融資 新型コロナウイルス対策
緊急支援資金

貸付限度額:1,000万円(5年間無利子、保証料なし)

融資 農林漁業セーフティネット資金

貸付限度額:1,200万円※1
(5年間実質無利子化※2、実質無担保化)
※1 特認:年間経営費等の12/12以内
※2 林業・水産業については限度額あり

熊本県 農林水産部
団体支援課 096-333-2371

日本政策金融公庫
熊本支店 096-353-3104

法人事業税などの納付や申告が困難

猶予 納税の猶予や申告期限の延長

収入に相当の減少があった方に対して、徴収猶予の特例措置
(1年以内・延滞金免除・担保不要)を適用
個別の事情に応じ申告・納付期限を延長

お住まいの市町村の
各広域本部収税担当課等
(県央)096-333-3210
(県北)0968-25-4272
(県南)0965-33-2184
(天草)0969-22-9056
(自動車税)096-368-4020

厚生年金保険料などの納付が困難

猶予 厚生年金保険料の猶予

厚生年金保険料の猶予(1年間)

お住まいの市町村の
各年金事務所